

## 労働者協同組合法制化への私の提案

山岡 英也（千葉県／工学院大学共通過程講師）

### 1. 立法作業とは

当研究所は6月24日の第5回総会において、1995年度事業計画のなかで「労働者協同組合法の法制化」に取り組むことを決めました。労働者協同組合法については今までも研究は重られてきましたので、今回の決議はこれらの成果の集大成の位置に置かれるものでしょう。

今までの論議の過程で法制化の必要性への認識が深められたことは確かです。しかし、それだけでは法律はできないということもまた確かなのです。

なぜなら、強制力をもった法律として制定し施行されるためには必ず国会を通過しなければならず、法案として国会に上程されるに先立って閣議決定が行なわれ、そのためには内閣法制局の審査をクリアする必要があります。所管省庁で法案が起草される前には審議会等への諮問・答申が行なわれる場合もあるでしょう（以上は政府提案の場合）。またそこでは協同組合関係者の参画が要請されるかもしれません。

こうした場では、日本国憲法を頂点とする法の体系的整合性や隣接諸法との関係、国民の財産権、公共の福祉等が合理的に踏まえられた緻密な作業が要求されます。

同時に国会審議の過程では、背後にあり利害関係者の陳情や圧力を受けた与野党議員間で論戦が行なわれ、これらの通じて関係者の利害が政治的に調整され、然るべき落とし所へ妥協が図られ、そのうえで両院の本会議で採択が得られれば可決成立、官報に掲載されて公布という段取りへと進みます。

しかし、賛成少数で否決される場合もあり、他方、法案審議に手間取ったり、国会空転のあおり

を受けたりで会期末にかかれれば審議未了で継続審議や廃案になったり、衆議院解散により廃案とされたりする場合も少なくありません。

このように法制化とは、合理・非合理両面にわたる複雑な作業を伴う実務であり、膨大なエネルギーと長い年月と高いリスクが費されることをまず覚悟しておく必要があります。そしてこのような覚悟を支えるには何よりも意思統一が、そのためには具体的イメージの共有が欠かせないものとなってきます。

そこで、労働者協同組合自らの「労働者協同組合法案要綱」と、できれば「労働者協同組合法試案」を準備しておくことを提案したいと思います。

すなわち、日本では一般的な労働者協同組合法は未だかつて存在したことがなく、杉本時哉会員が指摘されているように、既存の流通分野や金融分野の各種協同組合制度と比べて独自の法思想や法技術的な面でその解明が必ずしもなされているとはいえ、そこで法案要綱作業の過程でこうした問題点が具体的に浮上してくる可能性があります。

そして、何よりも自分たちの案がなければ関係省庁や政党との折衝上も極めて不利な立場となりますでしょう。

そこで次に過去の一つの例を見ておきたいと思えます。

### 2. 日協同盟の経験から

すなわち、日本の敗戦から僅か3カ月後の1945年11月18日、日本協同組合同盟（日協同盟）は、その創立総会で早くも「協同組合法制定の件」を決議、それを受けて最初の生活協同組合法案（日協第一次案）が起草されました。

当時、連合国軍総司令部（GHQ）の民生局（GS）では、戦時中の町内会・隣組を解体し、その後日本国民のよるべき民主的な組織の構築を模索していましたが、故山本秋氏を通じてこの日協第一次案はGSのグラシュダンゼフ氏（A.J. Grajdanzev）の知るところとなり、同氏の懇切なアドバイスの下で大幅に修正され、1947年6月ごろ日協第二次案がまとまり、さらに修正が加えられた日協第三次案が議員立法の形で第1回国会に提案されました。しかし、中小企業団体等各方面からの抵抗もあって政争の具とされ、結局は審議未了となってしまいました。

そして翌年、厚生省社会局提案の消費生活協同組合法案が第2回国会の最終日に当たる1948年7月5日深夜、辛くも通過成立したというのが、現行生協法の経緯です。

難産ではありましたが、ともかくも生協法が誕生した背景には日協第一次案があり、姿形は大きく変容したもののその思想は現行法にも脈々と受け継がれているはずです。なお勝部欣一会員はこの間の渦中での経験をお持ちです。

ちなみに、今年は前述の「協同組合法制定の件」決議からちょうど50年目に当たります。今回提案した法案要綱ないしは法試案は、ここからの教訓を汲み取りつつ、この日協第一次案に相当するものを作ってみようではないかということです。

ところで法制化の議論は、法案起草だけで果たして十分でしょうか。次にその点を考えてみましょう。

### 3. 定款の重要性

すなわら、協同組合法とは本来は協同組合が外部の第三者との間で対等の「市民」生活を送るための「仮面」（高橋良彰会員）をかぶせるために存在するのであり、その核心は第三者の利益を害うことのないように、根本ルールである定款、業務を執行する役員、定款を決議する総会、資本を提供する組合員それぞれの権限と責任を規範化しているところにあります。

つまり、法制上の協同組合とはあくまでも無色

透明の抽象的な「人格」であり、それは個々の組合の創業への志、例えば「労働者協同組合7つの原則」などとは次元が異なるものです。そこから協同組合法と共に、あるいはそれ以上に定款の持つ重要性が浮上してくるわけです。

根本ルールである定款は私的自治に由来するものであり、構成員が自由に合意したことを根拠として構成員を拘束するもので、文書化され登記されて内外に明示されます。そこには事業名称、住所などの必要的記載事項のほか自由に記載できる任意的記載事項があり、また実定法上組合員資格、加入、脱退など定款に委ねられている事項が多数あります。

従来、労働者協同組合グループ内で議論されてきたICA原則や非分割積立金などの採用は、むしろ定款で定められるべき事柄で、法律は私的自治を極力侵すことのないよう、これらをサポートするに留まるべきでしょう。また「地域づくり、仕事おこし」といった政策的課題も定款のなかにこそ込められるべきものと考えられます。換言すれば定款こそは個別の団体のアイデンティティを具体的に内外に明示するものにほかならないということです。

これらの点から省みて、法制化問題での従来の議論は立法論、政策論が混在しているといえるので、これらの論点の整理と、協同組合の定款に関する研究が進められるべきでしょう。

### 4. 環境変化と労働者の自治

そして、時代は労働者協同組合を必要としています。なぜなら、労働者にも自助努力が求められるようになってきたからです。

戦後半世紀にわたる政府の労働行政は、企業に対して労働力を安定的に供給することによって完全雇用の維持をはかることに政策の目標を置いてきたとあって良いでしょう。そして低い失業率のもとで、終身雇用・年功序列・企業内福祉といったいわゆる日本型雇用慣行（あるいは社蓄化）を享受してきました。このような特殊化された環境のもとで労働者の自助の心は育ちようもないの

で、労働者協同組合への関心が低かったとしても、あながち不思議なことではなかったのかもしれない。

しかしその結果、企業の労働コストが世界最高水準に張りついたため、貿易財については海外生産、非貿易財については外国人労働者の雇用というように労働の国際化が進みつつあり、それにつれて国内労働市場が狭隘化して、やがては賃金の内外価格差の縮小（すなわち賃金の価格破壊）に向かっていくことでしょう。

そこで、かつては居心地の良かった「従業員のための会社」も今や「赤の他人」となっており、ふりかまわずリストラを進めざるを得なくなり、こ

うした環境の変化を受けて、労働行政から労働者に対する自助努力の要請へと、政策の方向を転換せざるを得なくなるはずで

したがって、労働者協同組合こそは労働者自身が連帯して企業を立ち上げ、就労し、世に成果を問う自助組織として、正に時代の要請に沿うものであり、実際に多様多彩な方向に進化をとげつつあることは周知のところ。このような状況を受けて、労働者協同組合のイメージも格段の拡がりを見せています。そのため制度面での整備に早急に着手しないと、残された持ち時間はそう長いものではないと思います。

## お知らせ

### 95年度第1回基本研究会

「ICA100周年記念大会を前に『協同組合の価値と原則』を考える」

報告者：当研究所常任理事 富沢賢治（一橋大学教授）

日時：9月2日（土）14時～17時

場所：東京芸術劇場 中会議室

住所 東京都豊島区西池袋1-8-1 電話 03-5391-2111

参加費：500円（会員外1000円）

### 第21回「労働組合運動と『協同』」研究会

テーマ：全日自労三重県本部の歴史をまとめるにあたって

報告者：手島繁一（法政大学）／木下武男（法政大学）／矢吹紀人（ルポライター）

日時：9月22日（金）午後6時半

場所：明治大学研究室棟4階会議室